

○松山市広域入所実施要領

平成27年4月1日
改正 令和元年11月11日

(目的)

第1条 この要領は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の6第1項の規定に基づき、松山市に居住する保育を必要とする児童を他の市町村に所在する保育所、認定こども園又は地域型保育事業所（以下「保育所等」という。）に入所（以下「管外入所」という。）させること、及び他の市町村に居住する保育を必要とする児童を松山市に所在する保育所等に入所（以下「管外受入」という。）させること（以下「広域入所」という。）に関する必要な事項を定め、もって広域入所を円滑に実施し、利用者の利便を図ることを目的とする。

(実施基準)

第2条 広域入所の実施については、次のいずれかに該当する児童を対象とする。

- (1) 保護者の勤務地が希望保育所等の所在する市町村にあり、児童の居住する市町村に所在する保育所等では送迎に無理が生じる場合
- (2) 祖父母等の家族が希望保育所等の所在する市町村に所在し、保護者が里帰り出産のため家族の援助を必要とする場合
- (3) 希望保育所等の所在する市町村に転出、転入の予定があるとき
- (4) その他、市長が必要と認めた場合

(保育申込)

第3条 広域入所を希望する保護者は、居住する市町村に申請するものとする。

- 2 管外入所を希望する保護者は、管外入所を希望する保育所等が所在する市町村が、広域入所を実施していることを確認したうえで、松山市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年規則第44号。以下「規則」という。）第6条に規定する教育・保育給付認定申請書兼入園申込書を市長へ提出するものとする。

(管外入所についての協議)

第4条 市長は、前条の申込書の提出を受け、適当と認めたときは、希望保育所等の所在地の市町村長に対し、広域入所に係る協議を行うものとする。

(管外受入についての協議等)

第5条 市長は、他市町村長から管外受入についての協議があった場合は、松山市に居住する保育を必要とする児童を優先して入所させ、希望保育所等の状況に応じて利用調整を行い、当該他市町村長に利用調整後の結果を通知するものとする。

(その他)

第6条 ここに定めのない事項及び広域入所の実施について疑義が生じた場合は、関係市町村と協議して決定するものとする。

付 則

この要領は平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要領は令和元年11月1日から施行し、令和元年10月1日から適用する。